

## 財団法人 兵庫県国際交流協会ホームページ広告掲載取扱要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、財団法人兵庫県国際交流協会（以下「協会」という。）の公開・管理するホームページ（以下「協会ホームページ」という）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類及び範囲)

第 2 条 協会ホームページに掲載する広告は、協会の広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- ( 1 ) 公序良俗に反する恐れのあるもの
  - ( 2 ) 政治性のあるもの
  - ( 3 ) 宗教性のあるもの、非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
  - ( 4 ) 個人・団体の意見広告と名刺広告
  - ( 5 ) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
  - ( 6 ) 法令等に違反する恐れのあるもの
  - ( 7 ) 公衆に不快の念または危害を与える恐れのあるもの
  - ( 8 ) 社会的な観点から適切でないもの
- ア 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及

び兵庫県青少年愛護条例で規制される営業行為等

- ウ 貸金業の規制等に関する法律第 2 条に規定する貸金業
  - エ 青少年保護や健全育成に好ましくない広告
  - オ 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害の恐れのものや、差別を助長するもの
  - カ その他、社会的な観点から適切でないもの
- ( 1 0 ) 消費者保護の観点から適切でないもの
- ア マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされる広告
  - イ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告
  - ウ 医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現したり、不当に安全性を強調したりなどする広告
  - エ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度の宣伝になるもの
  - オ 過去 5 年間に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止などの行政指導を受けた悪質な企業の広告
- ( 1 1 ) 協会の広告事業の円滑な運営に支障をきたす恐れのあるもの
- ( 1 2 ) その他、広報媒体に掲載する広告として不適切であると協会が認めるもの

( ホームページに関する基準 )

第 3 条 前条の規定に関しては、協会ホームページに掲載する広告だけではなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適

用する。

( 広告の規格等 )

#### 第 4 条

広告の規格は原則次のとおりとする。

- ( 1 ) 大きさ 縦 4 0 ピクセル 横 1 4 0 ピクセル
- ( 2 ) 形式 静止した G I F ファイルまたは J P G ファイル
- ( 3 ) 広告を掲載するページ 協会ホームページのトップページ
- ( 4 ) 位置及び枠数 別途、協会がこれを定める

( 広告掲載料 )

第 5 条 広告の掲載にかかる料金は、1 枠 1 ヶ月につき 10,000 円 ( 消費税込 )

とする。1 ヶ月とは、当該月 1 日から当該月の末日までをいう。なお、前条の規格にあてはまらない広告を掲載する場合には、別途、協会がこれを定めることとする。

( 契約期間 )

第 6 条 広告を掲載する期間は、1 ヶ月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載月を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第 1 日とする。

3 広告掲載期間中、火災、地震等の自然災害、通信の停止等の人災など、協会の責めに帰すべき理由によらない通信遅延または通信不能については、一

切の責任を負わないものとする。協会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたとき、協会は、閉鎖した時間を 24 時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長する。

（申込方法）

第 7 条 広告の掲載希望者は、別に定める広告掲載申込書及び会社概要や活動概要などがわかる資料を、広告掲載希望月の前々月末日までに協会に提出するものとする。

（広告掲載の決定）

第 8 条 協会は、第 2 条から第 4 条の規定により申込内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

（広告掲載料及び広告原稿作成料の納付）

第 9 条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という）は、広告掲載開始日の 10 日前までに広告掲載料及び広告原稿作成料を協会に納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第 10 条 広告主は協会が指定する方法により広告原稿を作成し、協会が指定する期日までに電子データで提出するものとする。

（広告内容の責任）

第 11 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

る。

( 広告掲載の取り消し )

第 12 条 協会は、次の場合において広告の掲載を取り消すことができる。

- ( 1 ) 指定する期日までに広告掲載料及び広告原稿作成料を納付しなかった場合
- ( 2 ) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- ( 3 ) 広告内容が不相当と判明した場合

( 広告掲載料及び広告原稿作成料の返還 )

第 13 条 納付した広告掲載料及び広告原稿作成料は、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかった場合を除き、返還しない。

( その他 )

第 14 条 当協会ホームページへの広告掲載にかかることで、疑義が生じた場合については、協会がこれを定めることとする。

付則

この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

## 兵庫県国際交流協会ホームページ広告掲載申込書

(財)兵庫県国際交流協会

専務理事 宛

兵庫県国際交流会ホームページ広告掲載取扱要綱の内容に同意し、別紙のとおり広告の掲載を申し込みます。

法人名	ふりがな	申 込 日	
		年 月 日	
所在地	〒 -		
代表者役職・ 氏 名		連絡先	TEL
			FAX
			E-Mail
担当者役職・ 氏 名	印	連絡先	TEL
			FAX
			E-Mail
申込者の事業 内 容			
リンク先アドレス	http://		

リンク先ホームページの概要	
掲載希望期間	年 月 ~ 年 月 ( ヶ月 )
掲載広告(パンフレットの北)	○パンフレットをプリントアウトして貼り付けてください。 ○日本語以外の言語を使用している場合は、日本語訳を記述してください。
その他 連絡事項	